

伯耆町立溝口小学校 いじめ防止基本方針

平成30年2月 改訂

溝 口 小 学 校

溝口小学校学校運営協議会

溝 口 小 学 校 P T A

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し対応することが必要です。

そこで、国の「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」を受け、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」や「伯耆町いじめ防止基本方針」を踏まえ、平成27年2月に「伯耆町立溝口小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この「伯耆町立溝口小学校いじめ防止基本方針」は、平成29年度、県の基本的な方針と町の基本方針が改訂されたことに合わせ、本校の基本方針を改訂したものです。

1 いじめ防止のための基本理念

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条から

いじめは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

※物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの定義を狭義に解釈し、定義に該当する現象が現れるまで放置するということは、当然、許されるものではありません。例えば、インターネット上での悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

また、いじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどとして確認する必要があります。

さらに、上記のような積極的ないじめの認知に加えて、いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織（後掲）を活用して行います。

例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

以上のとおり、いじめをさせない、いじめに至るまでに早期に防止することが重要であり、普段からの指導や児童の変化を見逃さないで、親身になって対応することが求められています。

（２）いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為、犯罪行為である。
- 3 いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものである。
- 4 いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置・傍観するなどの行為も、いじめの助長やいじめに加担する行為であり絶対に許されない。
- 5 いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 6 被害の可能性に着目し、積極的にいじめを認知することで、早期に対応する。
- 7 より根本的ないじめの問題克服のために、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の取組を継続することで、子どものいじめに対する理解を深める。
- 8 いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校環境づくり、組織づくりを行う。
- 9 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- 10 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではない。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を及ぼすことを考え、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

(3) いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し対応します。

また、学校方針に基づくいじめ防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、評価がなされることを教職員に周知徹底するとともに、いじめの防止等に向けて、教職員はもとより、児童、保護者、地域が一体となり取組を推進します。

学 校 に お け る 取 組

- 1 児童が、友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校創りに努めます。
- 2 いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童の指導にあたります。
- 3 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。
- 4 いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。
- 5 全ての教育活動等を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- 6 いじめに直面した時には適切な行動がとれる児童を育成し、児童自らがいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。
- 7 インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。
- 8 いじめ防止等に関するこの「基本方針」を、児童、保護者、地域等に説明します。

家 庭 に お け る 取 組

- 1 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童がいじめを行うことのないよう、児童に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。
- 2 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指して互いに補完しあいながら協働して取り組みます。
- 3 いじめを発見し、またはいじめに関わる心配事があるときには、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談または通報し、いじめの防止や早期対応に努めます。
- 4 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

地 域 等 の 取 組

- 1 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときには、関係する保護者や学校、関係機関に積極的に情報を提供するなど、地域として児童を温かく見守る取組を推進します。
- 2 地域の行事等に児童が主体的に関わることができるよう配慮します。

2 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。児童・保護者の意識や背景、地域の特性等を把握したうえで年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

(1) みんなが元気になる学校・学級・仲間づくり

いじめの未然防止のためには、児童や学級の様子を常に把握し、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めることが大切です。

児童の主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取ることができる「心の居場所」を作ることが大切です。

児童は周りの環境により大きな影響を受けます。児童にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

① 教職員の気づきが基本

未然防止のためには、児童や学級の様子を知る教職員の気づきが大切です。児童と場を共にし、その中で児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めることが求められています。

また、児童や保護者への意識調査やQ Uテストなどで実態を把握し、いじめ問題防止への具体的な指導計画を立てることが必要です。

② 児童と教職員のまなざしの共有

児童は教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もあります。教職員は児童の良きモデルとなり信頼されることが求められています。

③ 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する必要があります。

④ 自尊感情を高める学習指導・学級活動の充実と学校行事等の活性化

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが重要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させます。教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童の自尊感情は高まります。

(2) 人権尊重を基盤とし、心豊かで心身ともにたくましい児童の育成

本校の学校教育目標は、「ふるさとを愛し やさしく かしこく たくましく生きる児童の育成」です。つまり、学校教育目標を具現化する取組を実践することが、いじめの防止そのものなのです。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切です。また、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る取組が必要です。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切です。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

③ 体験活動・交流活動の充実

「間接体験」や「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなった今、子どもたちの成長にとって負の影響を及ぼしていることが懸念されています。体験活動や交流活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。

様々な関わりを深める体験活動・交流活動を充実させることは、心豊かな心を育む重要なポイントです。

3 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切です。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

教職員は、児童一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童一人一人の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切です。

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要があります。

(2) 早期発見のための手立て

いじめられている児童には、「親に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はダメな人間だ。」「訴えても大人は信用できない。」「訴えたらその仕返しが怖い。」などといった心理が働くものです。教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるとともに、教職員間で情報を共有することと、保護者とも連携し情報を収集することが大切です。

日々の観察

休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。

観察の視点

児童は中学年以降からグループを形成し始め、合わせて発達の個人差も大きくなる時期でもあり、この時期にいじめが発生しやすくなります。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるのかを把握し、気になる言動が見られた場合は、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

日記の活用

児童には日記を書かせたりすることで、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取りやすくなり、信頼関係の構築に繋がります。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することが大切です。

友だちアンケート

本校では学期途中に1回の児童と保護者を対象にしたアンケートを実施しています。

いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、状況に応じて配慮（記名、無記名、持ち帰り等）し、実施することが必要です。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要です。

教育相談

日常生活の中で、児童や保護者が気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員との日頃の信頼関係の上で形成されるものです。

本校では「友だちアンケート」の後に教育相談の期間を設けて、全校一斉の教育相談の時間を設定しています。学級担任に限らず児童が相談したい教職員を選んで相談することもできますし、困り感や相談事項のある保護者には、必ず学校から連絡し聞き取りを行っています。

毎月、スクールカウンセラーの来校もあり、希望の児童や保護者の相談時間を設定しています。

相談しやすい環境づくり

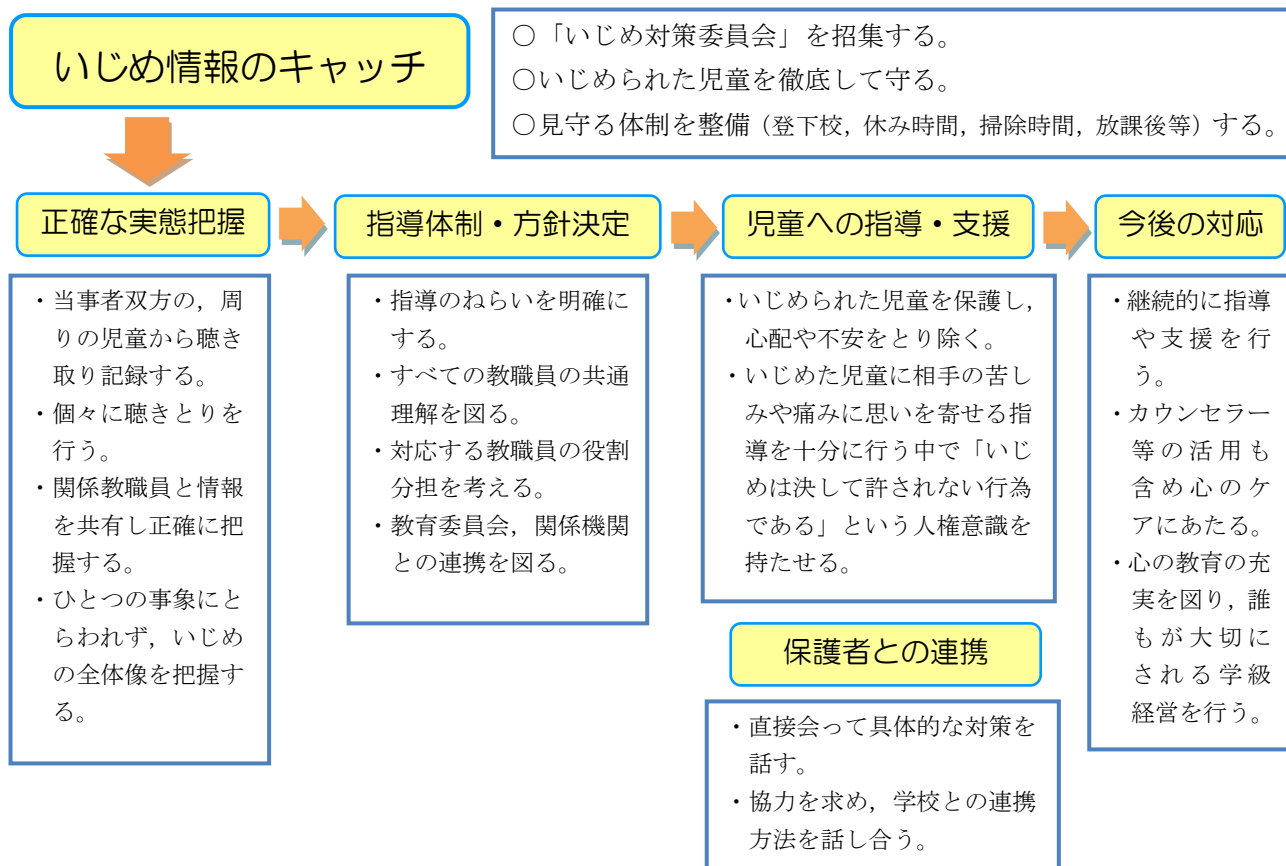
児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなったり、いじめが潜在化したりすることが考えられます。

児童、保護者には、日頃から相談を真摯に受け止める教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に相談があった場合には、内容に疑いを持つことなく傾聴することが大切です。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。合わせて、直ちに学級担任、生徒指導主任（いじめ対策主任）に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要です。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、掃除時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備することが必要です。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児

童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する必要があります。なお、保護者対応は、必ず複数の教職員で事実に基づいて丁寧に行うことが重要です。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行うことが不可欠です。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？
- いつ、どこで起こったのか？
- どんな内容のいじめか？
- どんな被害を受けたのか？
- いじめのきっかけは何か？
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？

③ いじめられた児童と保護者に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

④ いじめた児童と保護者に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ まわりの児童たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級・学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることと理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

(3) インターネットを通じたいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、本校の規則としての携帯電話の学校への持ち込み禁止を徹底し、家庭での児童のパソコン使用や通信が可能なゲーム機等について、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

- 児童のパソコンやゲーム機等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に小学生に携帯電話を持たせることについては十分な検討が必要です。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識しなければなりません。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められています。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開します。

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主任(いじめ対策主任)、教育相談主任、人権教育主任、養護教諭等を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

カーなどをメンバーとして設置します。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応することとします。いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切です。

■ 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

■ いじめ対策委員会での内容や事案、対応については職員会において報告し、周知徹底を図る。

いじめ対策委員会

《構成員》

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任（いじめ対策主任），教育相談主任，人権教育主任，養護教諭，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）

※事実確認のため調査班を編成する場合もある。

※事案により柔軟に編成する。

(2) いじめ発生 ⇒ いじめ問題調査班・対応班の設置



■ いじめ問題発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

■ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

■ 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

■ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

■ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(3) 教育委員会・警察・地域等との連携

① 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められています。

② 出席停止について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、「いじめ対策委員会」と連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する必要があります。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものでもあります。

③ 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切です。学校でのいじめが暴行行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要です。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

④ 地域等その他の関係機関との連携について

いじめに関わる児童がおかれた背景に、保護者や家庭の要因が考えられる場合には、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要があります。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条から

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。

法令による定義は前項のとおりですが、概ねの判断基準は以下のとおりです。

- 児童が自死をしたり、それを企図したりした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

上記の定義は目安であり、これにこだわることなく、児童や保護者の個々の状況を十分把握した上で判断し、速やかに教育委員会に報告します。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない、きわめて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

② いじめ問題調査チームの設置

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

学校は、重大事態であると判断した場合には、管理職及び「いじめ対策委員会」の成員に加えて校長が指名する教職員等で構成する「いじめ問題調査チーム」で調査に当たるものとします。

いじめ問題調査チーム

《構成員》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ対策主任）、教育相談主任、人権教育主任、養護教諭、該当学年担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
生徒指導副主任、級外教職員 ほか

(5) 調査結果の提供、報告及び公表

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他必要な情報を提供します。提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 「いじめ問題調査チームの」調査結果の報告

調査結果は、教育委員会が町長に報告します。

いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に提出します。

③ 調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態に関する調査結果をいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければできるだけ公表することとします。その際に、学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととし、調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた児童生徒やその保護者と確認します。

また、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して、可能な限り事前に調査結果を報告することとします。

6 いじめ防止等に向けた年間計画

(1) 教職員の研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められています。また、校内でのOJT（先輩が具体的な仕事を通して後輩の力量を高める活動）が円滑に実施されるよう、配慮する必要があります。

(2) 年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ防止等に取り組めます。

《年間指導計画》

	会議・研修等	早期発見	防止対策	学校行事等
4月	いじめ対策委員会 PTA 総会・啓発			入学式 全校遠足
5月	教職員研修	QUテスト		運動会
6月	いじめ対策委員会	アンケート・相談週間		マラソン大会
7月				
8月	SC等職員研修会	QU分析		
9月	人権教育参観日 (PTA 講演会)			マラソン大会
10月		QUテスト		ふるさと活動
11月	いじめ対策委員会	アンケート・相談週間		学習発表会
12月		QU分析		
1月				
2月	いじめ対策委員会	アンケート・相談週間		
3月	本年度のまとめ			卒業式

7 取組の検証

本校においては、いじめ防止等の取組をより実効性の高いものとするために、本基本方針を溝口小学校ホームページで公表するとともに、定期的に取り組を検証し改善を図ります。

チェックポイント1 【指導体制】

- いじめ問題の重要性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、特別活動、体験活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- 児童が自ら考え、問題を解決しようとする取組があるか。
- 定期的にいじめや児童の人間関係の実態把握のための調査、及びいじめ防止、早期発見のための取組が行われているか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に言い、学校全体で組織的に対応しているか。

チェックポイント2 【関係機関との連携】

- いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会、警察等の地域の関係機関と連携を図っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。